

令和4年第3回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

そ の 2

令和4年9月

議案第132号

広島県水道広域連合企業団規約の制定に関する協議について

(水道局業務課)

1 提案の要旨

水道事業、水道用水供給事業及び工業用水道事業（以下「水道事業等」という。）に関する事務を広域にわたり総合的かつ計画的に処理することを目的として、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という。）を設立するため、広島県水道広域連合企業団規約の制定に関し、関係地方公共団体と協議しようとするものである。

2 広島県水道広域連合企業団規約の内容

(1) 企業団の名称

広島県水道広域連合企業団

(2) 企業団を組織する地方公共団体

広島県、竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町（以下「構成団体」という。）

(3) 企業団の区域

広島県内

(4) 企業団の処理する事務

水道事業等の経営に関する事務

(5) 企業団の作成する広域計画の項目

ア 水道事業等の経営に関すること。

イ 広域計画の期間及び改定に関すること。

(6) 企業団の事務所の位置

主たる事務所は、広島市に置く。

(7) 企業団の議会

ア 企業団の議会の議員（以下「企業団議員」という。）の定数は、19人と

する。

イ 企業団議員は、構成団体の議会の議員又は長により組織し、これらのうちから、当該構成団体の議会において選挙し、その人数は次の地方公共団体の区分に応じ、それぞれに定める人数とする。

(ア) 竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原町 1人

(イ) 東広島市及び廿日市市 2人

(ウ) 広島県 3人

ウ 企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員又は長としての任期と同期間とする。

エ 企業団の議会の議長及び副議長1人は、企業団議員のうちから、企業団の議会の選挙により選出しなければならない。

(8) 企業団の組織

ア 企業団に企業長、副企業長1人、監査委員2人及び選挙管理委員会を置く。

イ アに定めるもののほか、企業団に必要な職員を置く。

ウ 企業長は、構成団体の長のうちから、構成団体の長による選挙により選出し、副企業長は、企業長が企業団の議会の同意を得て選任する。

エ 監査委員は、企業長が企業団の議会の同意を得て、人格が高潔で、事業の経営管理に関し優れた識見を有する者から選任する。

オ 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織し、選挙管理委員は、構成団体の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な見識を有する者のうちから、企業団の議会の選挙により選出する。

(9) 企業団の経費の支弁の方法

ア 企業団の経費は、料金、企業債、交付金、構成団体が負担する負担金及びその他の収入をもって充てる。

イ 構成団体が負担する負担金の額は、次の地方公共団体の区分に応じた負担割合に基づいて算出し、企業団の予算において定める。

(ア) 竹原市、三原市、府中市、三次市、庄原市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、熊野町、北広島町、大崎上島町、世羅町及び神石高原

町 当該構成団体を給水区域とする水道事業の経営に関する事務の経費に
対し10分の10

(イ) 広島県 水道用水供給事業及び工業用水道事業の経営に関する事務の経
費に対し10分の10

3 施行期日等

(1) 施行期日

総務大臣の許可のあった日

(2) 経過措置

施行日から令和5年3月31日までの間において行う企業団の処理する事務
は、当該事務の準備行為とする。

(3) 承継

構成団体の水道事業等の事務、資産、負債及び資本は、令和5年4月1日に
企業団が承継する。

(根拠法令)

地方自治法

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第
1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関
係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。